

〈翻訳〉

フランケ
「教師たちへの指示—訓育に際して十分に守らなければならないこと—」
Instruction für die Praeceptores,
was sie bei der Disziplin wohl zu beobachten haben, 1713

菱刈 晃夫

前回に引き続き、アウグスト・ヘルマン・フランケ (August Hermann Francke, 1663-1727) による著作からの試訳を掲載する。ここでは、フランケによる教師たちへの具体的な指示が明示されている。今日の学校教育においても唆峻部深い内容も含まれている。原典は以下によった。Peschke, Erhard : August Hermann Francke. Werke in Auswahl. Berlin 1969. S.107-119.

*

子どもたちに対するキリスト教による訓育と悪事への罰は、学校において非常に重要であり、神の言葉の中でも真剣に勧められている。しかし、それを行う際にはキリスト教的で賢明で慎重であることが重要である。場合によっては、しばしば事が行きすぎたり、またときおり少なすぎたりしないようにするためである。ここから以下の点が特に十分に守られなければならない。

1. もっとも重要なことは、〔キリスト教〕信仰に基づく教師が、キリスト教による訓育を適切に実践するための恩恵と知恵を、神から授けてもらいたい、と祈願することである。

2. 一般的に、ほとんどの教育者は経験不足と真の神の愛の不足から、善良なことを外部の厳しい訓育〔規律〕で強制しようとする傾向がある。委ねられた者たちを愛の精神で正しく抱きしめ、父親のような誠実、忍耐強さ、寛容さでもって彼らの心を善へ導くことが大切である。このような理由から、教育者は訓育者〔しつけ係〕(Zuchtmeister)ではなく父親であろうとすべきである。特に若い年齢の者たちに接する者には、こうした父親らしい心と真のキリスト教的な優しさは非常にまれである。ゆえに教師は委ねられた若者たちに対して、このような父親らしい意識を自分の心に宿らせ、自身のすべての頑固な性格や厳しさを取り除いてくれるよう、熱心かつ謙虚に祈願すべきである。

3. したがって、教師は神の助けを得て自身と自己の情動〔感情〕(Affecten)の主となるよう〔これらをコントロールできるように〕、特に努力しなければならない。さもなければ、彼はキリスト教の規律を守り、悪いことを父親のように真剣に戒めることはできない。

4. 確かに、キリスト教の教師は委ねられた子どもたちの魂に対して、父親のような規律とキリスト教的な注意深さで見守り、忠告や罰を惜しんではならない。できる限り厳しさと冷たさではなく、決して怒りの情動を許さず、あらゆる優しさと愛情をもって、キリスト・イエスにおける神の愛を彼らに示し、信仰を彼らの中に覚醒させ(erwecken)、神の言葉への喜びと愛、神を怖れる子どもらしい畏怖を、彼らの心に植えつけるように努めるべきである。

5. 教師は肉的な情動から、また子どもに犯した罪を思い出させて、その行為について問い詰める前に、これを打ってはならない。なぜなら、そうしたことは一般的に非常に有害であり、打たれる子どもだけでなく、肉的な怒りでもって罰する教師自身にも、多くの害をもたらし、ときには病気を引き起こす可能性すらあるからである。

6. 教師は不機嫌でも不愛想でもなく、むしろ父親のように愛情深く、しかし同時に真摯であるべきで、委ねられた若者たちに対して、激しく叱責したり怒鳴ったりするのではなく、穏やかな方法で子どもたちを適切な静けさに導く努力をするべきである。

7. もし授業の初めや授業中に子どもたちが落ち着かない場合、教師は大声で叫んだり怒ったりしてはならない。子どもたちを静かにするために、彼らに対して暴力を振るってはならない。むしろ教師自身が静かでなければならない。なぜなら教師がそのように叫ぶほど、子どもたちはますます落ち着かなくなるからである。しかし、もし教師が静かであり、子どもたちをただ黙って見つめ、礼儀正しく言葉をかけるのであれば、「まだ一人の子どもが落ち着かないでしゃべっていますが、私はそれに注意して、どの子どもかを覚えておきます」云々。そうすれば、すぐにみな静かになり、黙って座るようになる。そして、そのときになってようやく彼は、神の名において教育を始めるか続けることができるのである。しかし再び不穏な兆候を感じた場合、教師は授業をすぐに中断し、再び静かに周りを見渡す必要がある。すると、すぐに静かになり、教師は体罰を加える必要はなくなる。

8. 悪い子どもに対しては、最低でも三回の警告と口頭での訓戒が行われ、そうした注意段階が終了する前には打つべきではない。

9. 子どもを打つことは、その子どもに対して彼が犯した罪を指摘し、それを納得させるまでは行ってはならない。なぜなら子どもに、なぜ罰せられるべきなのか、その悪行を説得しないままに殴ると、子どもは常に自分が不当な仕打ちを受けていると考え、それによってかえって憤慨することが少なくないからである。

10. しかし、もし子どもに対して過ちや罪を指摘する必要がある場合、明確な聖書の箴言を引用して読ませることができる。たとえば、不服従に対してはエフェソの信徒への手紙6章1節にあるように、「子どもたち、主にあって両親に従いなさい」というような箇所がある。また、ヘブライ人への手紙13章17節には、「指導者たちの言うことを聞き入れ、従いなさい」というような教えがある。あるいはサムエル記上15章23節には、「反逆は占いの罪に等しく」とも記されている。これらのことが行われれば、子どもたちは自分が罪を犯したことを認識し、その思い出がその後も彼らの心に残るであろう。

11. 小さなことのゆえに、その中には特に年少の子どもの場合、年齢に起因する過ちを考慮に入れるべきである。たとえば子どもたちが周囲を見回したり、笑ったり、落ち着きがなかったりする場合や、何か失敗したりうまくいかなかったりした場合、すぐに子どもを叩くのではなく、言葉で注意し、注意深さを促すべきである。

12. もし子どもがおしゃべりをするなら、すぐに叩くのではなく、まず一度、そしてもう一度、警告すべきである。ただし教師が、その子どもが他の子よりもおしゃべりな傾向があることに気づき、それをほとんどやめられないような場合には、その子を呼び出し、おしゃべりをする子どもに注意を払うよう命じるのがよいであろう。なぜなら、それによって他の子たちとおしゃべりする機会が自然に奪われ、抑制されるからである。もし教師が、子どもが何度も警告されても故意におしゃべりをし、騒ぎを起こし、これが彼にとって悪い習慣であることに気づいたなら、父親のように注意を込めた厳しい言葉と共に、手で軽く叩くことができる。実際、そのような子どもに対しては、ときおり学校全体を見渡すようにさせて、一人で座らせるか立たせることもできる。

13. 子どもたちが授業中に注意深く授業や、読まれたこと、言われたこと、教えられたことに十分注意を払わなければならないのは適切かつ必要であるにしても、教師は、子どもが呼ばれて、新しく教えられたことを読んだり言ったりするように求められたとき、その子が混乱したり、気をとられたりして理解できない場合、これをすぐに打つべきではない。そうした場合、子どもに短く思い出させるか、これからはもっと注意するように、と促すのがよい。あるいは、ときおり何も言わず、他の子どもたちに続けさせるのもよい。なぜなら、自分が授業を理解しておらず、もうすでに他の子どもたちの前で恥ずかしいと思っているからである。しかし、もし子どもが何度注意されても授業に注意を払わない場合、教師は彼に対して、ただ立って待つように指示するだけで十分である。なぜなら、これによって子どもは叱責や打たれるよりも注意を向けるようになるからである。

14. もし教師が授業中に子どもが座っていない、ふざけて手で遊んでいた、針や紙、または他の何か

で遊んでいたりに気づいた場合、すぐにその子の名前を呼ぶのではなく、むしろ次のように一般的に言うべきである。「私にはすぐに座らない子どもが見えます。その子は周りを見回し、他のことを考えています。紙や針、小さな棒や布などで遊んでいます。手を合わせていない子どももいます」云々。それにより教師は子どもが自己修正し、行動を変えることに気づくだろう。特に年少の子どもに対しては、これを繰り返し行う必要があるが、大きな忍耐力が必要である。また教師は子どもたちが遊ぶものを静かに取り上げ、学校が終わるまで安全な場所に保管することもできる。このようにして教師は多くの叱責や罰を必要としなくなるであろう。

15. しかしキリスト者である教師は、自分の過失によって子どもたちに罰を与えないように注意しなければならない。これは学校の開始時に教師が適切な時間に来なかった場合や、監督をする際に子どもたちを一人にしておいた場合など、自分の過失によって子どもたちにいたずらや悪行の機会を与え、後で彼らを罰する必要がある場合に生じる。同様のことが授業中にも起こることがある。教師が睡眠不足か不注意であり、その間に子どもたちが悪いことをしてしまい、それを罰する必要がある場合である。

16. 他にも注意すべき点がある。それは子どものわがままと悪意の違いを区別することである。わがまは言葉だけで、悪意は言葉と打つことで罰せられるべきである。ただし、まずは警告の段階を経てからである。罰する際には、初めての場合は非常に軽く、二回目は少し厳しく、その後も段階的に厳しさを増すべきである。ただし、あまりにも厳格な訓育〔しつけ〕によって、子どもたちが完全に威嚇されたり憤慨させられたりしないよう、度を越して厳しくしないように注意すべきである。

17. 子どもたちに侮辱的な名前や嘲笑の言葉を使ってはならない。それによって彼らはむしろ怒りっぽくなり、改善されるどころか悪化することがあるから。ゆえに短気から彼らに牛、ロバ、豚、犬、獣、馬鹿、悪党、豚飼いななどと呼んではならない。彼らを悪魔の子どもと呼ぶことはなおさらである。もっとも重要なのは、彼らに呪いをかけたり、悪いことを願ったりしないことである。なぜなら、これらの行為は極めて非キリスト教的であり、キリスト教の教師にはふさわしくないからである。状況に応じて、問題のある子どもたちを「悪い」「荒々しい」「生意気」「わがまま」「落ち着かない」「言うことをきかない」「怠け者」「非キリスト教的な子ども」と呼ぶことはできるが、それ以上に過度な厳しい言葉や呼び方は避けるべきである。なぜなら、そうした言動は愛情には基づいていないからである。

18. 愛情がある場合、教師は決して子どもを動物や卑しいものと比較したり、たとえば「君は熊やライオン、牛、または乱暴な農夫のようだ」と言ったりはしないであろう。特に子どもが大きい場合、このような比較は子どもをかなり怒らせる可能性があるため、教師は絶対に避けるべきである。

19. また、教師は悪い子どもたちに神の罰、地獄の火、永遠の断罪によって頻繁に威嚇するべきではない。なぜなら、彼らをそれに慣れさせてしまい、最終的には気にもかけなくなるからである。むしろ教師は聖書の福音を子どもたちに繰り返し説明し、キリストにおける敬虔な子どもたちがどれほど幸せであり、どれほどの栄光に達することができるのかを伝えるべきである。しかし悪い子どもたちは、自分の悪行を続けることでこれらすべてを失うことになるとも伝えるべきである。

20. 一人だけの子どもの訴えで、子どもたちが罪を認めない場合、彼らを罰するべきではない。なぜなら、その子どもたちが犯したとされる過ちを自白しない限り、たとえ二人や三人、それ以上の子どもたちが証言しても、教師は良心の呵責なしに罰することはできないからである。なぜなら他の子どもたちの中にも良くない子どもがいて、嘘をつくことができるから。たとえ教師がその事実を本当だと思っていなくても、子どもが否定する限り、教師は子どもを罰するのではなく、その子に対して誠実な警告を与え、嘘、不正直、悪意について注意を促し、それで終わらせるほうがよい。

21. 授業中に訴えを受け入れることは避けるべきである。授業が妨げられないようにするためである。子どもたちが何かを訴えたり話したりする必要があると思う場合には、授業の終わりに行うように指導するべきである。それが小さな問題である場合、多くの場合、子どもたちはそれを忘れてしまい、教師は時間を無駄にする必要がなくなる。

22. しかし、訴えられた子どもが自分の弁明や責任について述べたいという場合、教師は喜んで聞くべきである。その後、実際に話された通りに行動しているのかどうか、注意深く調べる必要がある。もし教師が確信に至らない場合は、一旦保留し、さらに調べてみたいと伝えなければならない。

23. 学習のために、もし子どもが何かをすぐに理解できない場合、ラテン語、ギリシャ語、ヘブライ語、計算、歌、カテキズム、読み書き、その他のことであれ、子どもは叱られたり打たれたりするべきではない。しかし悪意や特に嘘や盗みの場合は別であり、罰するべきである。このようにキリスト教的な方法で真剣に罰するべきであるが、逆に教師は、子どもの理解が遅いがゆえに、短気になったり怒ったりしてはならない。むしろ教師は子どもを優しさや忍耐をもって教え、一つのことをよりよく理解させるために何度も説明するべきである。しかし、もし明らかな怠惰や不注意が理解遅延の原因である場合、そういうのはもったないことであるが、しかしキリスト教的かつ父親らしい態度で、まず厳粛な言葉で注意し、それから少し打つのは構わない。

24. 日曜日や祝日には、教会であろうと、教会への道であろうと、校庭であろうと、教室であろうと、どの場所でも子どもを打ってはならない。たとえその子どもがわがままであったとしても、その場で注意を払うだけで、週の間に家庭または学校で、その悪行に対処し罰するべきである。ただし悪い子どもにその悪行について説明し、警告するために、平日または祝日に言葉で注意することは禁じられるべきではない。

25. 新しい子どもたちが初めて学校に来る場合、できるだけ他の子どもたちに対する罰を控えるべきである。これにより新入生が学校に行くことをためらわなくなる。新しい子どもたちがしばしば学校に悪い習慣を持ち込む場合でも、すぐには打ってはならない。むしろ最初の三・四週間は彼らを優しく扱うべきである。なぜなら彼らには、まず神の言葉による教育が必要だから。これを最初は親しみを持って思い出させ、学校では全く異なる方法で行動し、神の言葉や他の敬虔な子どもたちの模範に従うよう、伝えるべきである。他の悪い子どもたちが、新しい子どもが罰せられないのを見て不機嫌にならないようにするために、教師はこう言うことができる。「このかわいそうな子どもはまだよく分からないし、あなたたちほど神の言葉を聞いたこともなのです。だから今回は罰を免除します。しかし、これからは違うことを学ぶことになるので、神の助けを借りて良くなってゆきましょう」。

26. どの子どもに対しても、手、棒、杖、本を使って、頭を打つべきではない。なおさら子どもの耳をひっぱいたり、顔を叩いたりしてはならない。なぜなら、これは通常、肉的な情動や焦りによって行われることが多く、子どもたちにとって利益にならず、むしろその心情に多くの害を与えてしまうからである。特に血気盛んな子どもたちは、顔を叩くことで鼻血が出る場合もあり、それが原因で怒りや非難が生じることがある。そのため、これには特に気をつける必要がある。

27. 逆さの杖であれ、杖や棒がない場合でも藤の鞭や手元にある他のもので、子どもを打つべきではない。なぜなら、これは短気や肉的な怒りから起こるものであり、キリスト教による訓育にはふさわしくないからである。

28. また子どもの腕を引っ張ったり、髪を引っ張ったりするような乱暴な扱いをしてはならない。棒で指をつまんだり、手に打撃を与えたりしてもいけない。子どもに対して鞭で手を打つことや、特に年上の子どもの背中を杖で打つことは、肉的な怒りにおいてはなく父親のような気持ちで行われる場合には、禁止されていない。ただし杖で腕を叩いたり、子どもたちの手に鞭を与えて、彼らが帰宅時には手や腕にあざをつけたり、腫れ物を持ち帰るようにはしてはならない。なぜならそれは、そうしたことを受け入れることができない親に対して、怒りと非難を引き起こすだけだからである。

29. どれほど年長の子どもにでも年少の子どもにでも、教師は子どもにプレツァー〔突然の殴打・びんた〕と呼ばれる罰を与えたり、子どものくるぶしから下に鞭や杖を振るったりしてはならない。なぜなら、このような罰は父親らしいものではなく、子どもたちに多くの敵意と憎しみをもたらすだけだからである。

30. 臀部への殴打は、年少の男子には与えられるべきだが、しかし女子には与えられるべきではない。しかし、それも些事ゆえにはなく、子どもがかなり悪質で大きな罪を犯した場合にのみである。また、こ

れも監督が事前を知ることなく、またその同意なしに行ってはならない。

31. 学校での罰として、子どもにひざまずかせてはならない。なぜなら、神の子どもたちが謙遜な心でひざまずいて行う祈りが、それによって軽蔑されることがあってはならないからである。

32. また、教師は子どもを暗い部屋や暗い場所に罰として閉じ込めたり、夜まで一人で学校に残させたりするべきではない。なぜなら、これは親だけでなく、怖がりの子どもの健康に害を及ぼす可能性があるからである。

33. もし子どもが長いあいだ学校を休んでいて、戻ってきた場合、教師はすぐに彼を学校から追い出すべきではない(なぜなら視学官の同意なしに一人でも子どもを学校から追い出してはならないから)。代わりに親切にして、これまでどこにいたのか尋ねるべきである。そしてその後、病気でなかった場合(病気はすべての欠席の理由となる)、その答えを視学官に報告するか、またはその子どもに、こうに伝えるべきである。「もし戻ってくるなら、視学官からのメモを持参しなければならないよ。そうすれば、またちゃんと受け入れられます」。

34. 教師はまた、子どもたちの心を知り、試す努力をすべきである。なぜなら優しい心の子どもたちを、頑なで無礼な子どもたちのように扱ってはいけないからである。子どもの心には言葉でなだめる方が、体罰よりも効果的だからである。そのため、そのような子どもたちに対しては、厳しく打つのではなく、真剣な言葉を用いるべきである。

35. 悪い子どもを罰する場合、繊細な肌を持つ年少の子どもを、硬い肌を持つ年長の子どもほど強く打つ必要はない。年長の子どもは打たれてもすぐを感じないからである。この違いはよく理解しておくべきである。つまり年少の子どもは小さな打たれ方を、年長の子どもは大きな打たれ方をされるべきである。なぜなら、どんなに悪い子どもに対してであろうとも、父親的な愛情をもって打たれるべきだから。そうでなければ罰を蔑ろにし、改善しないままとなる。

36. 教師はあまり厳しくならないように気をつけるべきであるが、同様に過度な寛容さや甘やかしにも注意を払うべきである。なぜなら、ときおり子どもたちはお世辞を用いて、自分の思うようにしようとすることがあるから。

37. もし子どもが何か悪いことをした場合、その子どもを他のクラスに移してはならないし、その子どもと同じクラスにいる他の子どもたちの前で叱るべきではない。なぜなら、これは子どもたちに大きな憤慨を引き起こし、彼らが自分のクラスに戻るべきときに不機嫌になり、家に帰ってしまうことがあるからである。そのため、悪いことをした子どもはいつもの教師によって扱われ、状態に応じて親身に罰せられるべきである。

38. また教師は他のクラスに行き、そこで悪い子どもを怒って罰するべきではない。なぜなら、それによって子どもは改善されず、むしろ怒りっぽくなり、同僚は授業を妨げられるからである。しかし悪いことをした子どもに罰を与える必要がある場合、その悪行はいつもの〔担任〕教師に報告され、彼が自らの判断に基づき、言葉や体罰でキリスト教的に処罰することになる。

39. どの教師も、もし子どもたちに軽蔑されたり、からかわれたり、嘘をつかれたりした場合、自らそれに報復していると見られるのを避けるために、自分からその子どもたちを罰してはならない。代わりに、別の教師か視学官にそれを報告するべきである。こうして状態により、適切に厳しくかつ親身に罰せられ、自身の権威も保たれることになる。

40. もし子どもの過失や悪事がまだ学校全体に知れ渡っていない場合、それを公然とではなく、個別に罰するべきである。なぜなら、このようにして子どもは罰を受け入れ、改善を約束しやすくなるだけでなく、過失が他の子どもたちに知られることで、彼らが嫌な思いをするのを避けることもできるからである。

41. しかし、もし悪事がすべての子どもたちに知れ渡っている場合、それは適切に公然とキリスト教的に処罰されるべきである。しかし、もし事前に見て分かるようであれば、特に高慢で反抗的な子どもが罰を受け入れないだろうと思われる場合、その際は最後まで保留し、他の同僚を呼んで状況に応じて罰を決

めることもできる。他の子どもたちには、処罰の知らせを伝えるために、帰宅するようにとだけ言うことができる。犯された悪事は最終的には罰せられなければならない。

42. 教師が子どもをその悪行のために罰する場合、彼はその職務上の義務として、愛と同情から行うべきである。また子どもに対して罰を与えることを非常に遺憾であることを伝え、言葉で説得できれば、むしろ杖や棒を捨ててしまいたいほどであること、そしてもし子どもが言葉でもって従うことができれば、神が他の方法を望まれない限り、罰を受けずに済むことを伝えるべきである。しかし神は明確に命じ、言われた。「激しい打ち傷は悪を清め、傷は腹の隅々まで清める」(箴 20・30)。だから、もし教師が神を怒らせたくないし、また自分がエリのように、自分の子どもたちの悪事を十分に真剣に罰しなかった罰を受けたくないのであれば、彼は必然的に悪を罰しなければならない。しかしながら、神もまた罰を受けるに値する者がそれを喜んで忍耐強く受け入れ、改善することを真剣に望んでおり、それによってダビデ王に対して詩篇 141 の 5 に記されたことが、真実に繰り返して言えるようになる。「正しき人が慈しみをもって私を打ち、私を戒めますように。悪しき者の油が私の頭に塗られることがありませんように。彼らの悪行の中にあっても、なお私の祈りを捧げます」(詩 141・5)。ソロモンの箴言、12 の 1, 13, 18。

43. しかし、もし悪い子どもが当然の罰を受けようとしないうちに、教師は彼を力づくで服従させようとはならない。たとえば、他の人たちに彼の頭や手足を押さえさせて服従させたり、服を力づくで脱がせさせたりするべきではない。そうではなく、彼をただそのまま行かせ、それを視学官に報告しなければならない。視学官はそれから、そのような悪くて頑固な子どもに対処する方法を適切に決定する。こうして教師は自己の権威を損なわずに済み、それを保持できる。

44. もし教師が、罰を与えようとする子どもの大きな反抗心や無礼によって、罪深い情動や肉の怒りに駆られる場合、それを感じた瞬間から内なるため息と神への祈りで、それに対抗しなければならない。実際、今回は罰をやめて別の日に延期するほうがよい。なぜなら、その間に自分を落ち着かせ、訓育を行う準備ができるし、そのほうがより適切であるからである。

45. 子どもを罰する際、教師は真剣であるべきだが、同時に父親のような態度を持つべきである。つまり子どもは罰を受けるべきだと思われるけれども、泣きながら訴え、神の助けを求めて改善を誓うなら、一回または二回は罰を免除するべきである。しかし同じ悪事を三回繰り返す場合、教師は前述の第 16 項で指摘されたような明確な段階に従って、より厳しく、しかし父親のような態度で罰を与えることができる。そして罰が行われた後、教師は子どもに父親のような訓育を行ったことを認めさせるために手を握り、神の助けを得て改善を誓わせるべきである。

46. 正義でありながらも慈悲深い神(申命記 25・2, 3)が命じるように、罰を受けるに値する悪者を打つことはできるが、同時に彼があまりにも多く打たれ過ぎないように注意しなければならない。そうすることで彼が他人の目に不快に映ることや、ひどく傷つけられることを防ぐ。これは教師が悪い子どもを罰する際にも守るべきことである。

47. そのため教師は罰を与える際に慎重でなければならない。罰を受ける際に子どもが悪態をついたり、頭や体を奇妙に動かしたりする場合、教師は不当な場所を打たないように注意しなければならない。また鞭や棒を使って頭や顔を打ったり、あざや腫れ、傷ができたりするのを避けるためにも、いつも正しい場所を打つように注意しなければならない。

48. 悪い子どもを罰する際、他の子どもたちの席の間で行ってはならない。なぜなら、そのようなやり方では近くにいる別の子どもが、無実にも巻き込まれる可能性があるからである。そのため罰を受けるべき子どもは前に出させ、特別に処罰しなければならない。

49. しかし、もし悪い子どもがなおも頑固であり、前に出てこようとせず、当然の罰を受けようとしないうちに、教師は怒りに駆られて力づくで引き出したり、打ちつけたりしてはならない。代わりに、教師は反抗的で頑固な子どもをそのまま座らせておき、帰際に引き留めて適切に罰するべきである。

50. 子どもが適切な罰を受けた後でも、依然として生意気で頑固であり、両親や他の人に対して脅しを

かける場合、教師はそれに動かされて再び子どもを打つべきではない。代わりに、可哀想な子どもに対してその不幸と深刻な墮落を言葉で同情しながら伝え、同時に、その子どもが頑固な態度によってさらなる罰を受けるのは当然であるが、子どもが他のやり方に気づき、誠実に改善しようとするであろうと期待しながら、今回は彼を寛大に扱うことを明確に伝えるべきである。あるいは、こうすることもできる。そのような頑固な子どもに対しては完全に黙り、まるでその頑固さを気に留めないかのように振る舞い、しかし後で真剣に友好的に話し合い、その悪癖を謙虚に認識させ、罰を通じてその改善だけを目指していることを示すのである。それにもかかわらず罰を通じて謙虚になり、自らの不幸を認識することができない場合、その不幸と断罪はますます深刻になるだろう。だが、誰もそれを望んではいない。

51. もし子どもが罰を受けた後、まだふてぶてしく、反抗心によって教室や学校から逃げ出す場合、教師はその子どもを追いかけて腕や髪をつかんだり、あるいは力づくで引き戻したりするべきではない。これによって両者はますます怒るだけであり、教室や階段で大声を上げることもあるだろう。代わりに教師はその悪い子どもを放っておき、このことを視学官に報告し、その後、何が正しく、公正で、キリスト教的であり、かつ教師の権威に害を与えないかを判断するようにするべきである。

52. もし子どもがその悪行のために必要とされる罰を受けるべきである場合、そのことを一日または数日後に先延ばしにするべきではない。というのも延期すると、悪いことをした子どもは常に不安になり、自分に何が起るのか分からないため、学校に来なくなる可能性があるからである。

53. もし、前の授業で子どもが悪いことをしたために教師から打たれていた場合、たとえ再び悪いことをしていたとしても、別の教師はもう一度打つのではなく、言葉でしか罰せず、真剣に説得するべきである。というのも異なる教師から子どもが連続して叩かれると、子どもはますます頑固になる可能性があるから。これを避けるために、すべてのクラスには教壇の上に罰帳が置かれ、教師が悪い子どもを罰する際には、なぜ、どのように、何回打ったか、簡潔に記録すべきである。これが行われると、次の教師はそれに従うことができ、子どもたちは罰が記録されることを恥ずかしく思い、その後は罰せられるのを用心するようになるだろう。

54. もし教師が罰として何かを禁止する場合、特定の罰を明確に指定して、「これをしたら一シリングをもらう」「これをしたら何回も打たれる」と言う必要はない。代わりに、一般的に「罰せられるべきだ」と言うだけで十分である。これによって後で自由に、それが言葉での叱責であったり、打つことであったり、子ども各自にとって最善と思われる方法で罰することができる。

55. もし子どもが学校におらず、他の子どもたちがその子どものしたことについて話す場合、教師は「彼が学校に戻ってきたら、私は彼にこれこれで罰するつもりだ」と言うべきではない。なぜなら、他の子どもたちはこれを悪い子どもに伝え、また教師の言葉を大げさに解釈して子どもを恐れさせ、学校に戻することをためらわせる可能性があるから。代わりに、教師は次のように言うことができる。「戻ってきたら、私は彼と話すつもりだ」と。

56. 一五歳以上の悪い子どもたちに対して、教師は非常に賢明に接する必要がある。彼らを怒らせたり悪くしたりしないように、注意が必要である。彼らに対して子どもっぽい罰や侮辱的な言葉、脅しを使っても効果はない。まず他の人たちと同様に、特にこれらの年長の子どもたちとも頻繁に、個人的に話すことが最善である。彼らに神の言葉からの教訓を柔軟に提示し、父親のような愛で彼らにそれを思い起こさせ、ときには一緒に祈ることも大切である。もし数回の個人的な対話でも効果がない場合、彼らが自分の悪行を認識している場合、思慮深い父親の気持ちで彼らに真剣な体罰を与えることも考慮できる。そして、これが何度か行われても改善が見られない場合、彼らを特別な会議に呼び出し、他の教師の前で真剣に説得し、その後、罰することもできる。

57. 必要ないし適切な罰を与える前に、教師は神に対して心から嘆願するべきである（前述の第1および第2項でも言及されている）。それによって肉的な怒りではなく、父親としての慈悲深い愛において行動できるように神が恩恵を与えてくれるよう、祈るべきである。また神からその行いに祝福と成功を与えて

もらい、子どもたちの改善が促進され、規律とよい秩序が保たれるよう、願うべきである。

58. もし他の教師がこのように行動せず、肉的な怒りで罰を過剰に与え過ぎてしまった場合、それについて優しく受け入れ、より慎重になるべきである。ただし、その反対に短気から行き過ぎることなく、すべてのキリスト教的な罰を完全に省略したり、後で子どもたちを怒らせたりしてはならない。これは非常にキリスト教的でないだけでなく、彼を将来のキリスト教的な教育に馴染めなくしてしまうだろう。

59. もし一部の子どもが重い過ちを犯した場合、教師はそれを視学官に報告し、その指示に従って罰し、公然と戒めを行うべきである。これにより、他の子どもたちにより大きな印象を与えることができる。

60. 視学官が規律〔訓育〕に関して決めたことは、たとえそれがあまりにも寛容だと思っても、各教師は受け入れなければならない。なぜならキリスト教的な寛容による親身な語りかけの方が、厳しい罰よりも多くの成果をもたらすからである。

61. 総じて、この点を覚えておくべきである。神の恩恵によって教師が真の敬虔さと謙遜に努め、子どものような心を持つほど、子どもたちも彼に対する信頼を持つようになる。その結果、彼は良い忠告を通じて多くの体罰を行う他の教師よりも、多くの成果を上げることができる。

62. キリスト教に根ざす誠実な教師は、できるだけ子どもたちに体罰を与えないよう努めるべきである。その代わりに、神の言葉からの心のこもった勧めを通じて、子どもたちをより多く奮い立たせるべきである。このような取り組みを神が祝福しないはずはない。

63. 学校は聖霊の工房 (officinae Spiritus S.) であるべきである。したがって、すべての教師は自分自身が聖霊の生ける聖堂 (lebendige Tempel des Heiligen Geistes) であるだけでなく、そこからすべての授業、特にキリスト教の教育と訓育が、聖化 (Heiligung) と聖霊の力において行われるよう、努めるべきである。
アーメン！

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP 22K00110 の助成を受けたものです。